

こんなとき		手続きに必要なもの	郵送	地区サービスでの手続き
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき（退職したとき、任意継続保険をやめたとき、扶養家族でなくなったとき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の健康保険資格喪失日又は退職日がわかる証明書（健康保険資格喪失証明書、退職証明書や離職票等）</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> </ul>	○	○ （日本国籍のかたのみ）
	目黒区に転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> </ul>		○ （日本国籍のかたのみ）
	外国籍のかたが目黒区に転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード又は特別永住者証明書</li> <li>・パスポート（特定活動のかたは「指定書」も必要）</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> </ul>		
	生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護廃止決定通知書</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> </ul>		
	子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主又は父母の被保険者証（子どもの住民登録がされた後に手続きしてください。）</li> <li>・手続きされるかたの本人確認書類</li> </ul>	○	○ （日本国籍のかたのみ）
国保を脱退するとき	職場の健康保険に加入したとき（就職又は扶養家族になったとき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の被保険者証</li> <li>・国保の被保険者証</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> </ul>	○ （★）	○
	目黒区から転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出届を提出すると転出日をもって自動的に脱退となります。</li> <li>※海外へ転出する場合は、国保年金課窓口で手続きしてください。</li> </ul>		○ （国内転出のみ）
	生活保護を受け始めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証</li> <li>・保護開始決定通知書</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> </ul>		
	死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡届を提出すると自動的に脱退となります。</li> </ul>		
	後期高齢者医療制度に該当したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳の誕生日で該当したときは、自動的に脱退となります。</li> <li>・65から74歳までに該当したときは、国保の被保険者証、後期高齢者医療被保険者証</li> </ul>		

（★）電子申請もご利用いただけます。